

### (33) 鳥取県土地開発公社 給与等状況報告書

#### 1 職員給与の状況（平成23年度）

給 与 費	9,769 千円
-------	----------

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

#### 3 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	初 任 給	備 考
事務職	大学卒	166,500 円 県職員より4号給下位
	高校卒	135,400 円 県職員より4号給下位

#### 5 職員手当の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	内 訳												
期末手当 勤勉手当 (県の規定の 例による)	[支給割合] <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>期末手当</th> <th>勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6月期</td> <td>1.13 月分 ( 0.93 )</td> <td>0.725 月分 ( 0.925 )</td> </tr> <tr> <td>12月期</td> <td>1.32 月分 ( 1.12 )</td> <td>0.725 月分 ( 0.925 )</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>2.45 月分 ( 2.05 )</td> <td>1.450 月分 ( 1.850 )</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.13 月分 ( 0.93 )	0.725 月分 ( 0.925 )	12月期	1.32 月分 ( 1.12 )	0.725 月分 ( 0.925 )	計	2.45 月分 ( 2.05 )	1.450 月分 ( 1.850 )
	区 分	期末手当	勤勉手当										
	6月期	1.13 月分 ( 0.93 )	0.725 月分 ( 0.925 )										
	12月期	1.32 月分 ( 1.12 )	0.725 月分 ( 0.925 )										
	計	2.45 月分 ( 2.05 )	1.450 月分 ( 1.850 )										
(注) ( ) 内の数値は、特定幹部職員の職員の支給割合です。													
職制上の段階、職務の 級等による加算措置 有													
[平成23年度実績]													
1人当たりの平均支給額 1,453,025 円													

区分	内 訳	
退職手当 (県の規定の例による)	〔支給率〕	
	区 分	自己都合
	勤続 20 年	23.5 月分
	勤続 25 年	33.5 月分
	勤続 35 年	47.5 月分
	勤続 40 年	53.5 月分
	(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) 25年以上勤続した年齢50歳以上の職員が、定年前勸奨等により退職する場合には加算があります。	
	〔平成23年度実績〕 該当なし	
時間外勤務手当 (県の規定の例による)	〔平成23年度実績〕 1人当たりの平均支給年額 273,365 円	
区分	内 容	
	対象職員	支 給 月 額
管理職手当 (県の規定の例による)	一定の管理または監督の地位にある職員	給料表、職務の級、手当区分に応じて定額を支給
		一般職 9級1種 122,000 円
		8級2種 88,000 円
		7級2種 82,800 円
		7級3種 66,300 円
		7級4種 58,000 円
		6級3種 62,200 円
6級4種 54,500 円		
	6級5種 46,700 円	
	〔平成23年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 62,200 円	
扶養手当 (県の規定の例による)	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者 10,500 円
		イ 配偶者以外の扶養親族 6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで 11,000 円
		15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで 1人につき5,000 円を加算
		〔平成23年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 23,250 円

区分	内 容		
	対象職員	支 給 月 額	
住居手当 (県の規定の例による)	住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員	ア 借家・借間居住者	家賃の額に応じ、 最高 27,000 円まで支給
		イ 単身赴任手当受給者で配偶者に居住させるため借家・借間を借り受けている者	借家・借間居住者の例によった場合の額の2分の1相当額
		〔平成23年度実績〕 該当なし	
通勤手当 (県の規定の例による)	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	次の①または②のうち、支給単位期間当たりの額が低い方の額。 ①支給単位期間の間通用する定期券の額 ②通勤21回分の回数券の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,200 円から 46,400 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	1か月の特別急行料金等の2分の1の額を加算（高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度）
		エ 駐車料金を負担している場合 (パークアンドライド)	公共交通機関等及び自動車等に係る通勤手当をともに受けている職員が、公共交通機関の利用に伴って駐車場を利用し、駐車料金を負担することを常例としている場合に、当該駐車料金の相当する額を支給  (1ヶ月あたり 3,000 円を上限とする。)
		オ ノーマイカー運動に参加する場合	ノーマイカー運動参加者に対し、1月あたり3往復程度参加することを想定した通勤手当を支給
		〔平成23年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 2,200 円	
単身赴任手当 (県の規定の例による)	異動等を原因として単身赴任となった職員	月額 23,000円+加算額 〔加算額〕 職員の住居と配偶者の住居の交通距離に応じて、6,000円から45,000円までの範囲内で定める額。ただし、100キロメートル未満の場合は加算はなし。	
		〔平成23年度実績〕 1人当たりの平均支給月額 29,000 円	

6 役員の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	給料・報酬月額	期末手当	備 考
非常勤理事	1日につき10,100円	-	
非常勤監事	監査1回につき30,000円	-	

[平成23年度実績]

②非常勤役員

支給総額	支給職員数	1人当たり 平均支給月額
141,600 円	5 人	2,360 円